

## 社会福祉法人バルツァ事業会行動計画（女性活躍推進法）

女性従業員が職業生活において、女性従業員の個性と能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うこと目標とし、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成 28 年 4 月 21 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間

2、目 標 行動計画実施にあたり下記の目標を掲げる

- ① 施設毎に、全労働者の月残業時間合計を 150 時間以内と目指す。
- ② 施設毎に、有休取得率 60%を目指す。

3、周知方法

<労働者> 事業所内の見やすい場所への掲示

<外部> ホームページ・広報への掲載